

生駒市職員採用選考 (カムバック採用制度) のお知らせ

本市で任期の定めのない常勤職員として勤務した者で、結婚、出産、育児、介護、自己啓発(進学や留学)、転職等で退職した後、退職後に身に付けたスキルや退職前の経験を活かして、再度本市で入庁を希望する者を対象に採用選考を実施します。

申込方法・申込受付期間

QRコード「Talent Palette（タレントパレット）」のページから申込



上記 QR コードから申込後、生駒市職員任用試験員会事務局（以下「委員会事務局」という。）（saiyou@city.ikoma.lg.jp）に申込みの旨ご連絡ください。ご連絡及び委員会事務局で申込を確認後、隨時第一次選考を進めます。

令和7年12月11日（木）～令和8年6月30日（火）

採用予定日 令和8年10月1日（火）

※最終合格者本人の意向、職員配置の状況等により採用日を決定する場合があります。

I 職種・採用予定数・受験資格

職種	採用予定数	受験資格（次のいずれにも該当する者）
事務職、 土木職、 建築職、 保健師、 保育士・幼稚園教諭 <small>（退職時の職種での 選考・採用となります。）</small>	若干名	(1) 本市を結婚、出産、育児、介護等のやむを得ない事由で退職した者や、自己啓発(進学や留学)、転職等自己都合等により退職した者 (2) 退職の前に任期の定めのない常勤職員として本市に在職した期間が3年以上ある者（ただし、休業、休職、停職等の期間を除く） (3) 退職の日の翌日から起算して、申込日において10年経過しない者 (4) 再採用の日において、50歳以下の者 (5) 本市カムバック採用制度の活用が初めてである者 (6) 本市において、懲戒免職、分限免職（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合の分限免職を除く。）の処分を受けたことがない者 (7) 退職から復職までの間に懲戒処分に該当する行為がない者

- 地方公務員法、公職選挙法の趣旨を逸脱するような本制度の利用は認めません。
 - ・分限処分、懲戒処分及び地方公務員法の欠格事由を免れる目的での本制度の利用
 - ・地方公務員法、公職選挙法において定められた各種制限・禁止の趣旨を回避する事に繋がる本制度の利用
- 日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、任用される職務に一部制限があります。
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

- 資格が必要な職種(保健師、保育士・幼稚園教諭等)においては、申し込み時にその資格を有している方のみ受験できます。
- 保育士・幼稚園教諭は、申し込み時に児童福祉法に基づく保育士登録をしているか、または登録中であることを条件とします。

2 採用形態について

採用形態の種類	勤務日及び勤務時間	任期	副業
常勤	週5日勤務 原則1日8:30~17:15 (時差出勤やテレワーク等の制度あり※1)	なし	一部可 ※2

※1 時差出勤…1日の勤務時間を変更せず、始業時間または終業時間を繰上げし、または繰下げることで、通常の勤務時間と異なる時間帯に勤務することが可能。

テレワーク…業務の内容や所属の状況によって不可の場合があります。

※2 副業…任命権者の許可が必要です。(原則として地域貢献に寄与する活動に限られます。)

例:NPO 法人での活動、スポーツの指導員等

3 選考方法・日程など

	選考方法	日程・会場等	発表
第一次選考	書類審査	「Talent Palette (タレントパレット)」の入力内容および生駒市在職時の勤務成績等を踏まえて審査します。	申込みを委員会事務局で確認後、1ヶ月以内
第二次選考	個人面接	【日程】随時調整 【会場】生駒市内の公共施設で実施 ※試験日より前に適性検査(性格検査)を受検いただきます。	選考後 1ヶ月以内

※選考結果は生駒市ホームページに受験番号を掲載します。また、別途申込時に入力されたメールアドレス宛に通知します。

※上記以外の試験内容の問い合わせについては、一切お答えしません。

4 受験手続

～「Talent Palette (タレントパレット)」のページから申込～

(1) 生駒市職員採用 HP 内の案内に従い、「Talent Palette」に接続してください。

(2) リンク先で受験申込を行ってください。

申込画面では、受験職種や志望動機等の文章の入力も必要です。必ず事前に入力項目・注意事項を確認し、入力内容を準備した上で、お申し込みください。(システム上、入力する場合に一定の時間制限があります。)

(3) 最後に、「送信する」ボタンを押して申請書を送信します。

※送信後は、ご自身で申込内容の変更はできません。必ず申込内容に不備がないか再度確認してください。

※送信後、必ず「以上で申込は完了になります」の画面に変わったことを確認後、ブラウザを閉じてください。

(4) 申込み送信後すぐに、「申込確認メール」が申込時に登録したメールアドレス宛に自動送信されますので、届いたことを確認してください。その後、必ず委員会事務局 (saiyou@city.ikoma.lg.jp) にご連絡ください。ご連絡及び委員会事務局で申込を確認後、随时第一次選考を進めます。

申込内容が不適切な場合や、志望動機などの記述式設問に対し、回答が記載基準文字数(〇〇程度)に大幅に満たない場合等

は、審査の結果、受験不可とする場合があります。

また、「申込確認メール」が届かない場合は、申込ができていない可能性が高いため、委員会事務局に必ずお問い合わせください。

<手続の際の留意事項>

- 申込入力事項等に不備があるときは、受付できない場合や再提出をお願いする場合があります。この場合、改めて申込（入力）をしていただことになります。このときに生じた遅延、使用される端末や通信状況の障害による遅延、その他の理由で所定の期間内に受付不可となった場合、事務局は一切責任を負いませんので、受験手続は必ず日時の余裕をもって行ってください。
- 採用選考に関する提出書類は一切お返ししません。
- 登録に使用するメールアドレスは、フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。その際は入力する日を変更してください。また、このために生じた申込の遅延等には一切責任を負いません。
- 郵送や持参での申込みはできません。

5 その他注意事項

- 1次選考以降のいずれかの時期に、以下の書類を提出していただきます。詳細は対象者に別途通知します。
・他企業等の職務経歴を証明する書類（在職証明書）
- 必要に応じてその他の書類を求める場合があります。
- いずれかの試験において、欠席または棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。
- 受験資格がないこと、試験申込書の記載事項が正しくないことが判明したときや、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格や採用を取り消すことがあります。また、選考試験合格者の方で、受験資格を満たせないことが判明したときは、採用を取り消します。

6 再採用後の待遇等

(1) 職位

退職時の職位を基本として、原則として課長補佐級以下で採用します。

(2) 給与額の例

給与は、「生駒市的一般職の給与に関する条例」に基づき、退職後の学歴・経歴等を勘案し、決定します。

なお、令和8年10月1日採用の場合、令和8年12月賞与の期間率が下がり、満額支給にはなりません。

- 常勤（週5日・週38時間45分）の参考例

職務経験年数	概算年収（大学卒の場合）	役職
10年	約 580 万円	係長級の場合
15年	約 660 万円	主幹級の場合
23年	約 850 万円	課長補佐級の場合

・上記表は、各種手当（期末・勤勉手当、扶養手当（配偶者 3,000 円+ 子 2 人 23,000 円））を含めた目安であり、勤続年数に応じた役職及び給料の最低額を保証するものではありません。

・現時点の条例に基づいていますが、採用前に給与改定等があった場合には、その定めによります。

(3) 勤務時間と主な休暇・休業制度

勤務時間 … 常勤の場合、勤務時間は平均して週38時間45分、完全週休2日制です。

主な休暇・休業制度

【有給】

種類	期間・条件
年次有給休暇	年度で 20 日。残った分を翌年度へ繰越が可能（最大保有 40 日間まで）
夏季休暇	6 日間（毎年6月から10月までの期間内で、1 日でも、連続でも可）
結婚休暇	結婚の日の 5 日前から当該結婚の日後 1 月を経過するまでの間の連続する 5 曆日
病気休暇	医師の証明書等により最小限度必要と認める日数 (最大 90 日間。それ以上は、休職処分の取扱いとなる)
産前休暇	出産予定日より 8 週間以内前（多胎妊娠の場合 14 週間以内前）
産後休暇	出産日の翌日から 8 週間を経過する日まで
配偶者の出産休暇	3 日間の範囲内 (配偶者の出産のため入院する等の日から、出産の日後 2 週間を経過する日までの期間中のみ)
父親の育児参加休暇	5 日間の範囲内（配偶者の産前・産後期間中に子の養育のために必要となった期間のうち）
子の看護休暇	各年度で 5 日間の範囲内（養育する中学校就学前の子が負傷・疾病により看護の必要がある場合。就学前の子が 2 人以上の場合は、10 日間）

【無給】

種類	期間・条件
育児休業	3 歳未満の子を養育するとき、父母どちらもその子が 3 歳に達する日（誕生日の前日）まで
部分休業	1 日を通じて 2 時間の範囲（30 分単位）（小学校就学前までの子を養育する職員が対象）
子育て部分休暇	1 日を通じて 2 時間の範囲（30 分単位）（小学校在学中の子を養育する職員が対象）
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して 6 ヶ月の期間内で必要と認める期間

(4) 福利厚生その他

採用形態の種類	社会保険	昇格	昇給	職員互助会	移転料
常勤	・共済組合 ・厚生年金 ・公務災害補償基金	あり	あり	加入	あり(※)

(※) 移転料…採用に伴い、市外から市内へ転居する場合は、一定条件のもと、その移転の費用を一定額補助する制度があります。

7 お問い合わせ

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号 生駒市役所人事課内 生駒市職員任用試験委員会
Eメール:saiyou@city.ikoma.lg.jp
電話:0743-74-1111(内線 4280)